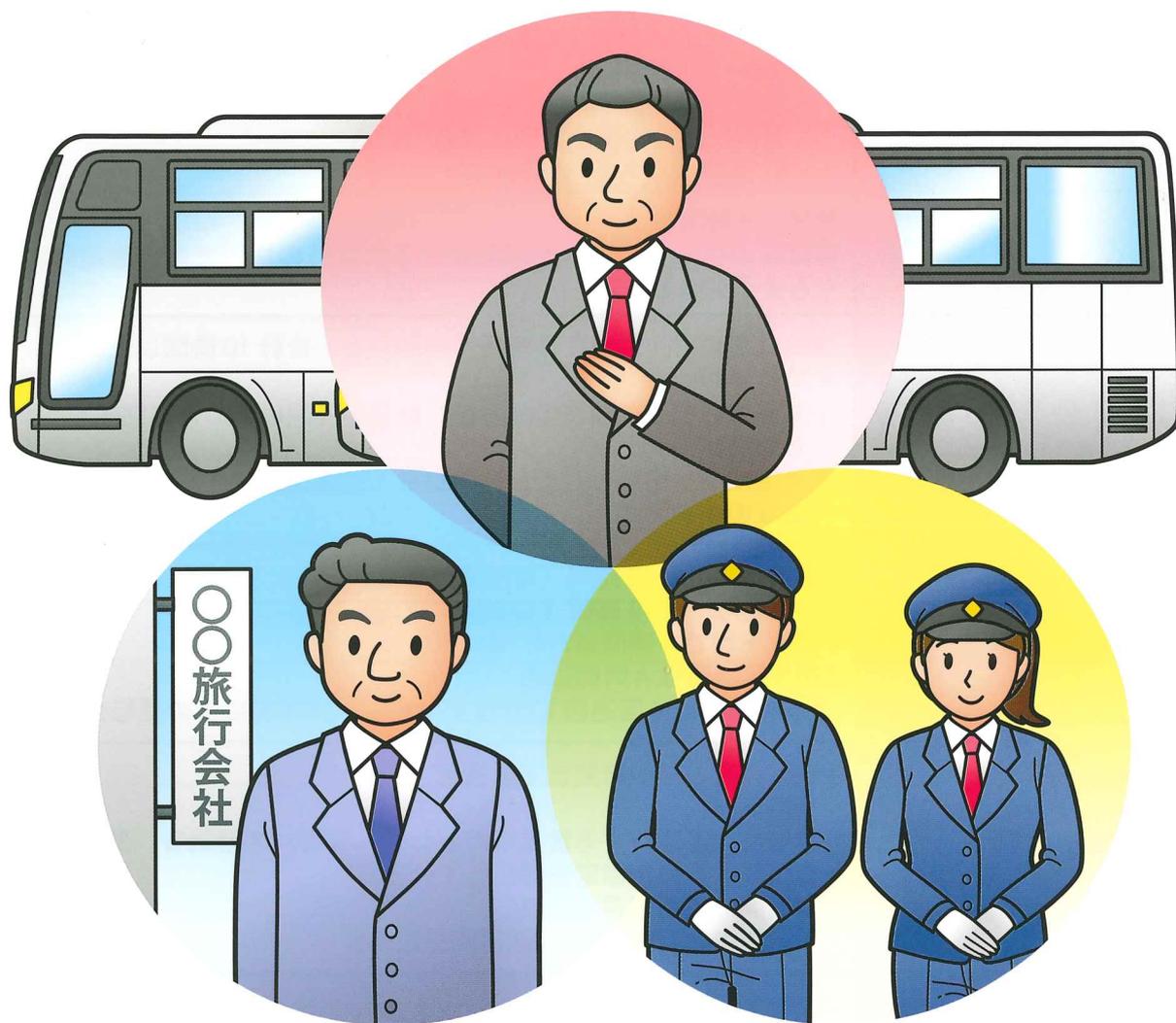


わたくしたちと公共交通の安全のために

事業者、運転者、利用者・旅行会社が三位一体で
改善基準告示を遵守しよう！



「改善基準告示」とは、
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(平成元年労働省告示第7号)をいい、
労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として、
自動車運転者の「拘束時間」、「運転時間」、「休息期間」等を
定めたものです。詳しい内容は裏面をご参照ください。

改善基準告示の概要

項 目	改 善 基 準 告 示 の 内 容
拘 束 時 間	1週間 65 時間（4週間の平均） 1日 原則 13 時間 最大 16 時間 （ただし 15 時間超えは 1 週間に 2 回以内）
拘 束 時 間 の 特 例	1週間 71.5 時間まで延長可 《条件》 ・ 貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者 ・ 書面による労使協定を締結している ・ 52 週間のうち 16 週間まで
休 息 期 間	継続 8 時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること
休 息 期 間 割 割 の 特 例	1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上 《条件》 ・ 業務の必要上、勤務の終了後、継続 8 時間以上の休息期間を与えることが困難 ・ 一定期間（原則として 2 週間から 4 週間程度）における全勤務回数の 2 分の 1 を限度
運 転 時 間	1 週間当たり 40 時間（4 週間の平均） 1 日当たり 9 時間（2 日間の平均） 4 週間平均で 1 週間当たり 40 時間 連続運転時間は 4 時間以内 （運転の中断は 1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転の中断が必要）
運 転 時 間 の 特 例	1 週間当たり 44 時間まで延長可 《条件》 ・ 貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者 ・ 書面による労使協定を締結している ・ 52 週間のうち 16 週間まで ・ 52 週間の運転時間が 2,080 時間を超えない
時 間 外 労 働	一定期間は 2 週間及び 1 か月以上 3 か月以内の期間を協定